

入札参加者の要件

1. 入札参加資格の確認

入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格を確認の上、入札に参加しなければならない。

2. 書類提出の期限厳守

入札公告に入札参加者に求められる義務として示した書類の提出期限を厳守すること。（期限までに提出がなかった場合は、参加を認めない。）

3. 入札時刻の厳守

入札参加者は、理由の如何を問わず、入札公告に示した入札・開札執行時刻を過ぎてからは入札・開札室への入室はできない。ただし、関係職員の指示による場合はこの限りではない。

4. 入札実施にかかる共通事項

- （１）入札参加者は、入札公告及び入札説明書等を熟読すること。
- （２）入札公告及び入札説明書等に関し疑義がある場合には、関係職員に予め説明を求めること。
- （３）入札・開札後、不明な点があったことを理由として、入札結果に異議を申し立てることはできない。
- （４）入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札参加意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。また、入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対し、入札金額を開示してはならない。
- （５）入札書は、封筒に入れて封印し、同封筒に入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）、宛名（支出負担行為担当官外務省大臣官房会計課長殿と記載）及び入札書在中と表記し、入札公告に指定する提出期限までに提出すること。
- （６）代理人又は復代理人が入札する場合には、委任状を入札・開札時に持参し、提出すること（入札書と同封しないこと）。なお、委任状提出の際には、名刺等氏名を確認できるものを添付すること。

5. 入札書及び委任状の要件

次の各号に該当する入札書及び委任状は無効とする（（６）は除く）。

- （１）入札金額の記載がない入札書。
- （２）入札件名の記載がない入札書。

- (3) 入札者氏名の記載及び押印（入札者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名の記載及び各押印）がない入札書。
- (4) 代理人が入札する場合は、代理人の氏名の記載及び押印がない入札書。ただし、この場合、上記（3）の押印は必要としない。
- (5) 復代理人が入札する場合は、復代理人の氏名の記載及び押印がない入札書。ただし、この場合、上記（3）及び（4）の押印は必要としない。
- (6) 入札者、代理人又は復代理人が外国人の場合には、押印に代えて自筆の署名とすることができる。
- (7) 入札金額に訂正のある場合、同訂正について入札者、代理人又は復代理人の訂正印の押印がない入札書。
- (8) 同一案件の入札について、他の入札参加者の代理人又は復代理人を兼ねている者の入札書。ただし、支出負担行為担当官が特に指示する場合は、この限りではない。
- (9) 代理人又は復代理人が入札する場合、入札者氏名の記載及び押印（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名の記載及び各押印）がない委任状。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書。

6. 入札の延期・中止

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

7. 落札者の決定方法

入札公告に示した入札方法及び落札方式による。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する入札案件については、契約の相手方となるべき者の申し込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、当該入札者を落札者とししない場合がある。

なお、この取り扱いは予算決算及び会計令第88条に定める次順位者に対しても同様に適用される。

8. 落札となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

開札の結果、落札となるべき同価格の入札金額を提示した者（同総合評価

点の入札をした者）が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

ただし、入札者、代理人及び復代理人が直接くじを引くことができないときは、当該入札執行事務に関与しない職員がこれに代わってくじを引かせることとする。

9. 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者が決定されない場合は、その場において直ちに再度の入札を行う。また、初度の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。ただし、郵送による入札参加があり、入札者本人又はその代理人（含む復代理人）が開札に立ち会わなかった場合には、後日、日時を指定して再度入札を行うこととする。

なお、入札を行う者は、再度入札に備えあらかじめ所要事項の記載及び押印済みの入札書を用意の上、入札に参加すること。

- (2) 再度入札の実施は、2回まで（初度入札と合わせて3回まで）とする。

10. 入札において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円に限る。

以 上